

令和6年神奈川県議会本会議第2回本会議 産業労働常任委員会

令和6年6月28日

◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、中小企業支援についてお伺いしたいと思います。

参考資料の「最近の経済動向及び雇用情勢について」の4ページを見ますと、県内企業における直近5月の倒産件数、負債総額は、ともに前月よりも減少していますが、東京商工リサーチによれば、倒産の原因別で見ると、今までのしわ寄せ、赤字累積は21件で最多。それで、販売不振が12件、業歴別では、30年以上が4割以上を占め、負債総額の6割以上を占めるなど、古参企業の淘汰が続いているそうです。円安、物価高、異次元の人手不足など、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、経営者に寄り添って伴走型の支援を行う支援機関の重要性は、ますます高くなっています。そこで、公益財団法人神奈川産業振興センター、通称KIPなどの中小企業支援機関について何点か伺います。

まず初めに、昨年12月の本会議で、事業を休止や廃止する際に、専門家等に相談できる窓口の必要性を強く指摘したところ、今年1月の下旬、KIPに事業の休廃止に関する特別相談窓口を設置していただきました。もうじき半年になりますが、この窓口の設置後の相談状況を教えてください。

◎中小企業支援課長

窓口を設置した令和6年1月23日から先月、5月末までの実績ですが、1月が3件、2月が4件、3月が5件、4月が17件、5月が11件となっています。

◆おだ幸子委員

最初はちょっと少なかったようですが、順調に増えているのかなというのが分かります。また、窓口での御相談、どのような相談が寄せられているのでしょうか。

◎中小企業支援課長

具体的な相談としましては、廃業に当たっての決算の方法や、会社を清算する際の手順といった事業を廃止する際のプロセスについての相談や、資金繰りが苦しく、同業者に事業譲渡を打診することを考えているが、その際に注意すべき事項についての相談などが寄せられています。

◆おだ幸子委員

本当に、御相談の内容からして、中小企業の方々の置かれている厳しい状況の一端をうかがうことができるかなと思います。やはり追い込まれた廃業がですね、自己破産につながることを広く事業者の方に啓蒙していただきたいと思います。そういう中小企業にとって、恐らく一番身近な支援機関というのは地域の商工会や商工会議所かと思いますが、そこに寄せられる企業からの相談

件数を教えてください。

◎中小企業支援課長

商工会・商工会議所は、それぞれ商工会法、商工会議所法に基づく認可法人であり、県内に 19 の商工会と 14 の商工会議所が設置されています。また、商工会に対する指導、調整、連絡等を行うための商工会連合会と、商工会議所間の連絡調整、施策普及等を行うための商工会議所連合会が設置されています。商工会・商工会議所において経営相談等に携わる職員数は、商工会が全体で約 100 名、商工会議所が全体で約 200 名で、合計約 300 名となっています。

令和 5 年度の相談件数は、商工会が全体で約 4 万件、商工会議所が全体で約 7 万件で、合計で約 11 万件の相談に応じています。

◆おだ幸子委員

相談件数、非常に多いなという印象なんですけれども、商工会や商工会議所の経営相談員の方とお話をしますと、様々な業務の対応に追われてしまって、本来業務である経営指導に割ける時間が足りないというお話を伺っています。中小企業支援を最前線で担う商工会・商工会議所における人材確保と育成は、非常に重要と考えますが、県としてどのような支援をしているのでしょうか。

◎中小企業支援課長

県では、今年度、令和 6 年度当初予算において、各商工会が個別に実施していた採用を含めた人事業務を商工会連合会に一元化する取組や、商工会議所連合会に広域指導員を配置し、経験の浅い商工会議所の経営指導員を O J T で伴走支援する取組について新たに補助の対象としたほか、商工会・商工会議所の支援体制の強化の取組を後押ししています。

◆おだ幸子委員

やはり小さい規模の商工会単独で採用というのは、なかなか負荷がかかるので、そういう面では非常にありがたいなと思います。

また、商工会・商工会議所だけではなくて、さらにその上の中小企業を総合的にサポートする専門機関、K I P の組織体制と企業からの相談件数についてもお伺いします。

◎中小企業支援課長

公益財団法人神奈川産業振興センター、通称 K I P において経営相談に携わる職員数は、非常勤、再雇用を含め約 70 名で、そのほかに税理士、弁護士、中小企業診断士などの専門家約 70 名に専門相談事業などを委嘱しています。また、令和 5 年度の相談件数は約 1 万 8,500 件でした。

◆おだ幸子委員

私も視察に行かせていただいたんですが、職員の方だけじゃなくて、専門の方もいらっしゃって、様々な御質問に答えていらっしゃるということはよく分

かりました。また、昨年度のKIPの相談件数が約1万8,500件ということですが、相談内容はどういうことが多かったのでしょうか。

◎中小企業支援課長

相談件数が多かったものとして、経営全般に関するものが約6,000件、取引に関するものが約4,800件、マーケティング関連が約1,800件、資金関連が約1,400件、法律関連が約1,200件でした。そのほかに、税務、国際取引、ITに関する相談など、税理士、弁護士、中小企業診断士などを配置し、多岐にわたる相談に対応しています。

1点、答弁の修正をしてもよろしいですか。先ほどの答弁でお答えをいたしました商工会と商工会議所の数ですが、それが逆になっておりました。正しくは、県内に19の商工会と14の商工会議所が設置されています。大変失礼しました。〔訂正済〕

◆おだ幸子委員

KIPの話に戻りますが、KIPが税理士、弁護士、中小企業診断士など多くの専門家を配置して、様々な相談に乗っていただいているということはよく分かりました。

ただ、しかし一方で、私も企業の経営者の方から経営相談をいただくんで、そのときにKIPのことをお伝えしているんですけども、今まで、KIPねと言われたことがない。ほとんどの方がKIPの存在自体も御存じないと思うんです。商工会・商工会議所が身近で、そこで、この問題はちょっと専門性が高いからKIPにということでエスカレーションしていただくというやり方もあるかとは思うんですけども、やっぱりKIP自身の、せっかくすばらしい事業でいい取組をしているわけですから、企業経営者に対する認知度を上げていくというのが非常に大事ではないかなと考えます。そこで、KIPを含めた支援機関の利用促進に向けて、県として今後どのように周知に取り組んでいかれるのか伺います。

◎中小企業部長

KIPの認知度がなかなか低いということを御指摘いただきました。

KIPは、中小企業支援法の規定によりまして知事が指定した法人で、県内中小企業等の経営基盤の強化や、新分野の進出の促進に関する業務を総合的に行っておりまして、言わば総合病院のような役割を担っております。それに対しまして、事業者の身近な経営相談業務等を行っている商工会・商工会議所は、基本的に市町村、地区ごとに設置されまして、地域における、言わばまちのかかりつけ医のような役割を担っております。そのように、それぞれの支援機関が役割分担しながら、相談内容によって適切な機関に橋渡しをするというようなことを、連携を取りながら、事業者に寄り添った支援を行っているところです。

午前中に御報告をいたしましたが、KIPには、今週24日から元副知事の武井が理事長に就任しております、非常に心強く思っているところです。昨日

も武井が県庁に参りまして、御自身も、やはり KIP の認知度向上に課題を持っておりました。KIP や中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、弁護士など、中小企業の様々な課題を受け止めるスペシャリストがそろっていると。ぜひもっと認知度を上げたいというふうに申しておりました。

KIP 、商工会・商工会議所は、それぞれ得意分野があり、また、それぞれ機関紙、ホームページ、メルマガなど、様々な広報媒体を持っております。引き続き県も連携しまして、広報を強化し、支援機関全体の認知度を高め、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

◆おだ幸子委員

本当に一変、新しく替わられて、問題意識も持っていただいているのは非常に心強いと思います。本当に認知度を上げていくというのをまずお願いしたいなと思います。

それでは、要望を申し上げます。

令和4年度から経営力再構築伴走支援が全国的に推進されてきました。伴走支援というのは、例えるなら、もし目の前で溺れている人がいれば、まず助ける。次は、溺れないように泳ぎ方を教える。これが伴走支援ではないかなと考えます。支援を一過性の取組とせず、企業が事業環境の変化に合わせて自ら変革を続けていける力をつけることで、企業と地域が持続的に発展できる蓋然性を高めることが、これから重要であると考えます。

県におかれましては、中小企業経営者が最適な支援を受けられるよう、KIP や商工会・商工会議所などの支援機関と連携し、その周知に努めていただくことを要望します。また、企業支援の最前線にいる税理士や社労士、中小企業診断士など、士業団体との連携もぜひ活性化させていただきたいと思います。

では、次の質問です。

伴走支援型特別融資についてお伺いしたいと思います。

常任委員会報告資料の12ページにあります中小企業制度融資についてお伺いいたします。

先ほど御説明がありましたが、令和5年度の融資実績金額といたしまして、伴走支援型特別融資の利用が928億円と、全体の約5割を占めています。また、令和3年度からの利用状況を見ても、件数、金額ともに大幅に増加しており、多くの中小企業に利用されていたことが分かります。そこで、伴走支援型特別融資について何点か伺います。

まず初めに、伴走支援型特別融資の概要と、ゼロゼロ融資などからの借換え需要に対応するため、令和5年1月から要件等を緩和したとありますが、その内容について教えてください。

◎金融課長

伴走支援型特別融資は、国の制度を活用した融資メニューで、金融機関が継続的に伴走支援をしながら、経営改善に取り組む中小企業の資金繰りを支援するものでございます。融資限度額は1億円、融資期間は据置き5年以内を含む10年以内で、信用保証料は通常で0.2%から0.8%ですが、4月からは最大2分

の1引き下げるとして、0.1%から0.575%と借入れに伴う負担が少なく、返済負担を軽減しながら、じっくりと経営改善に取り組めることが特徴となっております。

先ほど、ゼロゼロ融資をはじめ、借換え要件を緩和したところでございますが、ゼロゼロ融資ほかの保証付融資からの借換えが認められましたこと、また、従来の売上高の減少要件に加え、売上高と利益率の減少と売上高営業利益率の減少も新たな要件として追加されたこと、さらに、これらの要件の減少率も、15%以上の減少から5%以上の減少へと基準が下げられたことが挙げられます。

◆おだ幸子委員

令和6年度の主な取組として、4月から6月まで、伴走支援型特別融資の信用保証料を最大2分の1引き下げました。その目的と、期限終了後の7月以降の伴走支援型特別融資はどうなるのか、教えてください。

◎金融課長

まず、伴走支援型特別融資の信用保証料の引下げの目的でございますが、現在、原油価格・物価高騰等の影響を受けております中小企業に対し、ゼロゼロ融資を含めた借換えや、経営改善等の資金需要に応えることを目的としております。

次に、7月以降の伴走支援型特別融資についてでございますが、当初、県では、9月末まで伴走支援型特別融資の信用保証料を県が補助する予定でございましたが、国の制度が6月末で廃止となることから、県独自のかながわ伴走支援型特別融資を7月から9月末まで実施することといたしました。国の制度終了後も、国の交付金を活用した保証料補助を県が行うことで、当初の予定どおり、9月末まで保証料の引下げを行います。

◆おだ幸子委員

国が思ったより早く終わっちゃったんで、その分を県が何とかカバーしますというのが、今回の9.3億円という内容ということですね。国の制度が6月末で終了するにもかかわらず、県独自の制度として、かながわ伴走支援型特別融資を創設された理由と、現行の伴走支援型特別融資との違いについて教えてください。

◎金融課長

まず、県独自の融資メニューを創設する理由でございますが、伴走支援型特別融資の制度終了を国が正式に発表したのが6月7日であったことから、急な制度廃止により融資を利用できない事業者への激変緩和措置として、県独自でかながわ伴走支援型特別融資を創設するものです。

次に、現行の伴走支援型特別融資との違いでございますが、融資限度額や融資期間など、基本的には現行制度と同様の条件で利用できます。

◆おだ幸子委員

そうしますと、7月からの神奈川の伴走支援型特別融資、改めて、どの程度の利用を見込んでいらっしゃるんでしょうか。

◎金融課長

こちら、利用につきましては、件数で約1,100件、融資総額は約3,310億円の利用を見込んでおります。

◆おだ幸子委員

神奈川の伴走支援型特別融資、7月から9月末までということですが、現時点でこれだけのニーズがあるって、しかも見込みも1,100件ぐらいあるだろうという状況の中で、10月以降ってどうされるんでしょうか。

◎金融課長

まず、国の背景を御説明させていただきますが、国では、コロナ資金繰り支援策をコロナ前の水準に戻すこととしており、そうした中で、県では、国の制度に基づいた経営力強化サポート融資を創設する予定でございます。ただ、こちらの融資は、据置期間が1年以内であったり、融資期間も短いなど、伴走支援型特別融資のように、借換えによる返済負担の軽減に必ずしもつながるものではございません。そのために、かながわ伴走支援型特別融資は、国の制度廃止に対する激変緩和措置と先ほど申し上げましたが、9月末までの3か月の間に利用を促してまいります。

また、コロナ禍で債務が積み上がり、現在の融資条件では返済が困難な中小企業については、12月まで支援機関が延長された、据置期間が5年以内、融資期間が最長15年の事業再生サポート融資の国の特例措置を活用して、経営改善、事業再生を促すこととしていきたいと考えております。支援の漏れを防ぐため、これらの手厚い融資メニューは期間限定であることを強調し、徹底した周知を図ってまいります。

◆おだ幸子委員

先ほど先行会派への答弁でもありましたけれども、据置期間で5年以内があるということで、非常に、これで使える方には使っていただける方向でというお話があったかと思いますけれども、本当に利用実績が多い伴走支援型特別融資が廃止されると、今でも原油価格ですとか物価高騰などの影響を受けながらゼロゼロ融資の返済を行っている中小企業にとって、とても影響が大きいと考えます。ですので、改めまして、9月末までとなっているかながわ伴走支援型特別融資ですとか、事業再生サポート融資の特別措置について、支援を必要としている中小企業に確実に情報が届くよう、金融機関や支援機関と連携して周知を図っていただくよう、お願ひいたします。

また、あわせて、かながわ伴走支援型特別融資の利用状況の推移を注視しながら、10月以降どうしていくのか、この辺りも御検討をよろしくお願ひいたします。

最後の質問ですが、最後は、中小企業に対する人材育成支援の取組についてお伺いいたします。

中小企業では、限られた人材で経営や業務の効率化を図りつつ事業を推進しており、こうした中で、企業に対する人材育成支援の取組は重要と考えます。県では、中小企業等の従業員に対する人材育成の取組として、在職者向けの職業訓練を実施していることは承知しています。また、今年度から、県内中小企業のリスクリソースを支援する取組も始めることですが、それらの内容についてお伺いいたします。新たに実施するリスクリソース人材育成事業の目的や概要について教えてください。

◎産業人材課長

本事業は、企業内の業務効率化やDXの推進につなげることなどを目的として、県内中小企業100社を対象として支援する取組となっております。事業を検討するに当たり、県内企業から、人材育成の時間がない、指導者がいないといった意見がありました。また、従業員個人の技術・技能を向上させるだけでは、企業におけるDXやリスクリソースへの取組が進まないという課題もございました。そこで、本事業では、受講者が時間にとらわれずに受講できるよう、オンライン講座を提供することや豊富な学習コンテンツにより、指導者がいなくても個々のスキルや企業の課題に合わせた学習ができる内容となってございます。さらに、受講後に、1人ではなく複数人で組織的に業務改善、業務効率化やDXを推進できるよう、1社当たり3名で受講してもらうようなことを想定してございます。

◆おだ幸子委員

内容についてはよく分かりました。

企業内の業務効率化を進めるためには、従業員だけじゃなくて、経営者層へのリスクリソースへの啓発が重要だと考えますが、この事業では経営者層に対して、どのような支援があるんでしょうか。

◎産業人材課長

本事業では、従業員の方だけでなく、1社3名の受講対象のうち、1名は経営者層が入ることを想定しています。デジタルを活用したビジネスモデルや、DX時代の組織マネジメントといった経営に関する内容を学ぶことができるものとなっています。

また、6月27日に本事業の説明会を開催しました。経営者層に向け、DXやリスクリソースの必要性、さらに、企業におけるデジタルマーケティングの重要性なども説明し、啓発を行っています。

◆おだ幸子委員

DXのように企業全体に関わることは、従業員だけが学んでも、会社を変えることってすごく難しいと思うんですね。その点でも、この事業、経営者を対象に含めたということは大事な視点だと考えます。

それでは、要望を申し上げます。

中小企業における人材育成の取組は重要であり、個々の従業員のスキルアップを行う職業訓練だけでなく、先の見えない経済環境の中で、企業のかじ取りを担う経営者のレベルアップも重要と考えます。企業の持続的な発展に向け、経営者層に対するリスキリングの取組も促進されるよう、支援を進めていただくよう要望いたします。

以上で私の質問を終わります。